

令和7年度予算審査特別委員会（第1日目）

令和7年3月12日（水）

○議長（山下清美） ただいまの出席委員数は12名です。定足数に達しておりますので、令和7年度予算審査特別委員会を開催いたします。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○議長（山下清美） これより、本日の出席委員の最年長委員であります、中島里司委員に臨時委員長を務めていただき、予算審査特別委員会委員長の選出をお願いいたします。中島委員、よろしくお願いいたします。

○臨時委員長（中島里司） ただいまから臨時委員長の執務職務を行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。これより、委員長の選出を行います。

お諮りいたします。委員長の選出は、どのような方法により行いますか。西山委員。

○委員（西山輝和） 指名推選でよろしいかと思えます。

○臨時委員長（中島里司） ただいま、指名推選という声がありました。ほかに方法はございますか。ご意見として。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時委員長（中島里司） ないようでございますので、ただいまありました、指名推選の方法により行うことでよろしいですね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時委員長（中島里司） そういうことで進めます。異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により行います。

それでは、ご指名をお願いいたします。西山委員。

○委員（西山輝和） 深沼達生委員を推選いたします。

○臨時委員長（中島里司） ただいま、深沼達生委員のご指名がありました。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時委員長（中島里司） ないようでございますので、ただいま指名のありました、深沼達生委員の指名、ご異議ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時委員長(中島里司) ご異議なしとの声がありました。異議なしと認めて、よって、深沼達生委員が委員長に選出されました。

これをもって、臨時委員長の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

それでは、深沼達生委員、こちらの席のほうにお越してください。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○臨時委員長(中島里司) 休憩いたします。

(午後2時29分)

○委員長(深沼達生) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます

(午後2時29分)

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長(深沼達生) 予算審査委員会におきまして、慎重審議の上進めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願ひします。それでは、これより副委員長の選出を行います。

お諮りします。副委員長の選出は、どのような方法で行いますか。西山委員。

○委員(西山輝和) 委員長の指名でお願いいたします。

○委員長(深沼達生) ただいま、委員長の指名という声がありました。委員長指名に異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(深沼達生) 異議なしと認めます。よって、副委員長は委員長が指名いたします。

田村委員を指名したいと思います。副委員長に指名しますので、ご承諾をお願いいたします。

ただいま副委員長に選出されました田村幸紀委員、その場で就任の挨拶をお願いいたします。

○副委員長(田村幸紀) わたくしも予算審査特別委員会、皆様の慎重審議、そして明朗活発スムーズな進行に努めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○委員長（深沼達生） お諮りします。本委員会は、清水町議会委員会条例第17条の規定により、あらかじめ委員会への傍聴を許可することにしたと思います。

次に、審査の進め方について、あらかじめお諮りします。

本日、開会前に議会運営委員長から報告がありましたように、本日からの委員会では、付託を受けた令和7年度の予算及び関連条例について審査をします。

審査の進め方につきましては、本日、予算の大綱等説明がありましたので、各所管課から、特に説明を要する事項についての説明を受け、内容の審査に入っていきたいと思います。

審査に当たっては、別紙、令和7年度予算審査次第書に基づき、一般会計の歳出、歳入、各特別会計の順に進めていきたいと思います。

なお、一般会計における特別会計への繰出金につきましては、特別会計審査のときをお願いいたします。

また、一般会計の歳出に当たっては、款の順に目ごとに進めていきたいと思いますが、第2款の総務費につきましては、説明員の関係がありますので、先例により、分割して審査を行いたいと思いますので、あらかじめご理解とご協力をお願いいたします。

関連条例の議案第13号、議案第14号については総務費②の最初に提案説明を受け審査を行いたいと思います。

質疑をする際には、挙手をし、発言の許可を受けてから質疑に入ってください。

質疑は、一問一答方式とし、特に回数の制限はありませんが、簡潔に行ってください。

なお、複数の質疑がある場合は、「次の質疑に移ります」と発言し、連続して質疑するようお願いいたします。

審査の時間は、原則として午前10時から午後5時までとしますが、21日は同日審査を終えるため状況に応じて審査時間を延長することもあると思いますので、あらかじめ知らせておきます。

以上が、予算審査特別委員会のおおよその進め方です。繰り返しますが、

委員会の審査は3月21日には全て終了できるよう、委員皆様のご協力をお願いいたします。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） お諮りします。本日の委員会は、この程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（深沼達生） 異議なしと認めます。

次回の会議は、3月19日午前10時といたします。

本日は、これをもって終了します。

（午後2時36分）

令和7年度予算審査特別委員会（第2日目）

令和7年3月19日（水）

○委員長（深沼達生） ただいまの出席委員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより、本日の委員会を開きます。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） これより、議事に入ります。令和7年度予算審査特別委員会に付託されました議案第13号、議案第14号、議案第16号から議案第21号まで併せて8件を一括議題とします。

予算及び条例の審査方法はさきの委員会において確認していただきましたとおり、令和7年度予算審査次第書のとおり審査してまいります。また、質疑の中で各課に共通するような相対的な事項につきましては全ての質疑が終了後、全会計を通しての総括質疑の場を予定しておりますので、その際に行われるよう、あらかじめお願いいたします。

なお、質疑忘れ等につきましては受け付けませんのでご留意ください。説明員として出席している職員の皆様に申し上げます。

一般会計歳出予算の審査は目ごとに質疑を行いますので、担当する目の審査が終了したときは審査に支障がないように退席していただいても結構です。

議案第16号、令和7年度清水町一般会計予算の設定について審査を行います。

まず、歳出から審査を行います。

これより、第1款議会費51ページから53ページまでの審査を行います。

質疑に入ります。第1款1項1目議会費51ページから53ページの審査を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで議会費の審査を終わります。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） ここで休憩します。（午前10時9分）

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時11分)

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） これより、第2款総務費①の審査を行います。この款は数課にまたがりますので分割して審査を行います。

さきに1項2目会計管理費58ページ、5目生活安全推進費62ページ、63ページ、7目住民活動推進費68ページから70ページ、8目支所費70ページ、9目公平委員会費71ページ、10目固定資産評価審査委員会費71ページ、2項1目税務総務費76ページから79ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費79ページから81ページ、6項1目監査委員費84ページ85ページを審査します。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する点があれば説明願います。

なお、発言する際には挙手をし、「委員長」と呼び、発言の許可を求め、款などによる審査区分の最初の発言の際にだけ職名を言っていただきますようよろしくお願いいたします。

これから順次質疑に入ります。

第2款1項2目会計管理費58ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第2款1項5目生活安全推進費62ページ63ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第2款1項7目住民活動推進費68ページから70ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第2款1項8目支所費、70ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第2款1項9目公平委員会費、71ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第2款1項10目固定資産評価審査委員会費71ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第2款2項1目税務総務費76ページから79ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第2款3項1目戸籍住民基本台帳費79ページから81ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第2款6項1目監査委員費84ページ85ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

これで総務費のうち、会計管理費、生活安全推進費、住民活動推進費、支所費、公平委員会費、固定資産評価審査委員会費、税務総務費、戸籍住民基本台帳費、監査委員費の審査を終わります。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長(深沼達生) ここで休憩します。(午前10時32分)

○委員長(深沼達生) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時34分)

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） これより、一般会計関連条例の審査を行います。

議案第13号、清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを審査します。

それでは、改正内容を一括して説明願います。総務課長。

○総務課長（神谷昌彦） それでは、まず、議案第13号、清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

例規集では第1巻4,501ページから搭載されております。

改正理由につきましては、令和6年度人事院勧告における給与制度の改定に基づきまして国家公務員に準じた改正を行うものでございます。

改正内容をご説明いたしますので議案説明資料の11ページ、新旧対象表をご覧くださいと思います。

まず、条例第8条、扶養手当では配偶者に係る扶養手当6,500円を廃止し、子に係る手当10千円から13千円に増額するものです。

次に、第9条第1項第2号では第8条の改正に伴います引用条項の改正でございます。

次に、同条第3項第3号では、特定期間と表記されているものを満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に改正するものでございます。

次に、第9条の3通勤手当では、通勤手当の支給限度額を55千円から150千円に見直しを行うものでございます。

次に、第16条の4、特定の職員についての適用除外については、定年前再任用短時間勤務職員に新たに住居手当及び寒冷地手当を支給することから適用除外から削除するものでございます。

次に、別表第1及び別表第2の給料表では、3級から6級において上のほう、号俸をカットし、各級の額を引き上げることによりまして、職務や職責をより重視した給与体系とするものでございます。

附則といたしまして、第1項ではこの条例は、令和7年4月1日から施行すると規定してございます。

第2項では、給料表の改定に伴う号俸の切り替え、第3項では切替え前の異動者の号俸の調整について規定してございます。

第4項では扶養手当の経過措置といたしまして、令和7年度においては、子に係る扶養手当を11千500円に、配偶者に係る扶養手当を3,000円とするものでございます。そして、附則別表といたしまして給料表の改定に伴う号俸の切替表を規定しているところでございます。

以上、議案第13号の提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第14号、第2号会計年度の任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。例規集では第1巻の4,881ページから搭載されてございます。

改正理由につきましては、本条例におきまして、英語指導助手または国際交流員及び少人数学級臨時教諭の給与について規定しておりますが、そのうち少人数学級臨時教諭の給与については、北海道教職員給料表における初任給を参考に決定しておりますが、令和6年度人事院勧告に基づき算定したところ、条例で定める上限額を上回る状態となることから改正するものでございます。

改正内容をご説明いたしますので、議案説明資料の41ページの新旧対象表をご覧くださいと思います。

第18条中、給料月額「360千円以下」を「370千円以下」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第14号の提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（深沼達生） これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

これで関連条例の審査を終わります。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

これより、第2款総務費②、54ページから84ページまでの先ほど審査した以外の審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する点があれば説明願います。総務課長。

○総務課長（神谷昌彦） それでは、総務課が所管しております総務費の新年度予算の概要につきまして、前年度と比較しまして主な増減理由につきましてご説明させていただきます。

まず、1項総務管理費です。54ページ、1目一般管理費全体では39,362千円の増額でございます。

主な増減内容ですけれども、一般管理費の人件費におきましては一般管理費で計上しております人員の増、それと人事院勧告による人件費の増などによりまして、40,113千円の増となっております。

次に飛びまして58ページの下段になります。3目財産管理費です。目全体で3,996千円の増額です。そのうち、財産管理事務におきましては39,263千円で、昨年度と比較しまして12,997千円の増額となっております。

これにつきましては、令和7年度におきまして、町所有施設、御影診療所の煙突用断熱材改修工事を予算計上しているものによるものでございます。

次に飛びまして、71ページをお開き願いたいと思います。

中段11目電子計算費におきましては152,933千円の増額です。これは地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づきまして、自治体情報システム標準化に対応するための関連経費の増によるものでございます。

次に73ページを開き願います。12目情報化推進費です。目全体では1,641千円の増額となっております。

まず、73ページ下段、広域ネットワーク管理事業の74ページの中段になりますけれども、自治体中間サーバープラットフォーム次期システム移行業務委託料の新規事業と、75ページ上段になりますが、社会保障・税番号

制度中間サーバープラットフォーム利用負担金の増額が主な要因となっております。

同じく75ページの13目災害対策費におきましては3,088千円の減額です。

これは、昨年度ありました木造応急仮設住宅調査研究委託業務の終了による減が主な要因となっております。

最後に81ページになります。4項選挙費になります。選挙費全体につきましては83ページ中段ごろになりますが、2,497千円の増額となります。

これにつきましては、参議院議員選挙経費の増が主な要因となっております。

以上、所管する総務費についての主な増減理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（深沼達生） 企画課長。

○企画課長（鈴木 聡） では、私から総務費の中で企画課が所管いたします予算につきまして、目ごとに主な増減や説明を要する項目についてご説明させていただきたいと思っております。

まずは、61ページから62ページまでの4目広報費についてでございます。前年度予算額より1,477千円の減額となっております。

主な要因としましては、昨年10月より運用しております公式LINEに係るシステム構築が終了したことによります。町の広報活動につきましては、引き続き分かりやすく親しまれる広報誌の発行と情報が入手しやすい町ホームページの運営や公式LINEの活用、公式YouTubeとの連携により、町の魅力の発信を行っていきたいと考えております。

次に63ページからの6目企画費でございます。この企画費につきましては、右の説明欄の事務事業で企画課が所管する事務事業別で申し上げたいと思っております。

63ページから65ページまでの企画費分につきましては、今回、8,858千円を計上してございます。経常経費とともに総合計画後期計画策定に伴う印刷製本費及び住民協議会実施支援業務に係る委託費と地域おこし協力隊の任用満了後の起業支援としまして、1人1,000千円を限度とする補助金を2名分計上しております。

なお、昨年計上しておりました町の宣伝協力員と地域活性化交流施設整備事業につきましては、任期満了または事業終了となっております。

総合計画後期計画策定におきましては、前期計画の評価を行うとともに、現在組織しております住民協議会において無作為抽出による委員を新たに加え、今後のまちづくりの意見をいただきながら策定を進めていきたいと考えてございます。

次に、65ページから67ページまでのまちづくり推進事務についてでございます。

予算としまして414,141千円を計上しております。前年度比208,222千円の増となっております。

これは、地域公共交通に係る経費や継続事業であります地域プレーヤー創出育成事業及び地域おこし協力隊支援業務委託に係る経費を計上するとともに、ふるさと納税に係る寄附金を450,000千円として見込んだことによります報酬費や郵便料など、関係する経費を計上したことによります。また、本定例会で提案しております企業版ふるさと納税に係る基金設置に伴う積立金を計上しております。

本年度におきましても、ふるさと納税の活性化を目指すとともに、地域おこし協力隊の定住・定着に向けた支援や本年度が実施最終年度となります地域プレーヤーの自立と定住に向けた支援を行ってまいります。

なお、地域プレーヤーと委託型の地域おこし協力隊の詳細につきましては、別冊予算に関する資料17ページから18ページに掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に76ページ、14目友好都市交流費であります。当初予算におきましては、骨格予算としたことによりまして、東京都北区及び埼玉県深谷市への職員旅費料金のみ計上してございます。その他、友好都市交流に関する内容につきましては今後検討してまいりたいと考えてございます。

最後に83ページの5項統計調査費でございます。

統計調査費につきましては、人件費を除き7,297千円を計上しております。令和7年度におきましては、国勢調査の実施年となります。統計調査の中でも最も重要な統計調査となりますのでミスなく完了することを努め

てまいりたいと考えてございます。

以上、企画課に係る予算についてのご説明とさせていただきます。ご審議の方でよろしくお願い申し上げます。

○委員長（深沼達生） 商工観光課長。

○商工観光課長（前田 真） 商工観光課から移住定住促進事業についてご説明申し上げます。予算書の67ページ中段から68ページまでが移住定住に係る予算でございます。

予算に関する資料については、9ページの「快適で安らぎを感じられる住みよいまち」に掲載されている5番、6番が移住定住に係る事業となっておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

移住・定住促進事業については総額17,244千円を計上しており、前年度比41,651千円の減となっております。

主な減額要因は、骨格予算編成に伴う政策的経費の減少だどご理解ください。代表的なものでマイホーム奨励金、移住促進住宅整備事業補助金等が挙げられます。今後、事業の見直しも含め、再度ご提案させていただく予定でございます。したがって、それら政策的な経費で予算書に記載されているものは令和6年度までに交付決定済みの経過措置分だどご理解ください。

骨格予算ではありますが、主な事業についてご説明いたします。

68ページ中ほどにあります12節委託料中、細節55番子育て移住体験事業（保育園留学委託料）として3,300千円を計上しております。

資料にも掲載しておりますが、新年度も引き続き保育園留学を実施し、子育て世帯への移住体験、ワーケーションに取り組んでまいりたいと考えております。

事業開始初年度は12組、令和6年度は38組の家族を受け入れ、新年度も既に17組の予約が入っております。昨年度同様、保育園留学には新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用いたします。交付金として事業費の2分の1が交付される予定です。

次に、18節負担金補助及び交付金中、細節30番十勝清水移住促進協議会補助金については、令和6年度と比較し、1,064千円減額しておりますが、

引き続き移住フェア等の参加を進めたいと考えております。

新規事業に関しては、今後、政策予算協議を得た後、再度、ご提案させていただき予定です。

以上、商工観光課が所管する移住・定住促進事業の主な事業についての説明とさせていただきます。

○委員長（深沼達生） これから順に質疑に入ります。第2款1項1目一般管理費、54ページから58ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に、第2款1項3目財産管理費、58ページから61ページの審査を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に、第2款1項4目広報費、61ページ、62ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に、第2款1項6目企画費、63ページから68ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に、第2款1項11目電子計算費、71ページ、72ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に、第2款1項12目情報化推進費、73ページから75ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に、第2款1項13目災害対策費、75ページ、76ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に、第2款1項14目友好都市交流費、76ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に、第2款4項1目選挙管理委員会費、81ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に、第2款4項2目参議院議員選挙費、81ページから83ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に、第2款5項1目統計調査費、83ページ、84ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。これで総務費の審査を終わります。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長(深沼達生) ここで休憩します。(午前10時49分)

○委員長(深沼達生) 休憩前に引き続き会議を開きます。  
(午前11時00分)

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長(深沼達生) これより、民生費、86ページから114ページまで

の審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する点があれば説明願います。

○委員長（深沼達生） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田哲也） 民生費のうち保健福祉課が所管いたします予算の中で特に説明を要する事項についてご説明いたします。予算書は86ページから99ページまでとなります。恐れ入りますが、91ページをご覧ください。91ページでございます。

4目障害福祉費でございます。説明欄の11節11番回線使用料66千円、12節55番西十勝障害支援区分認定審査会デジタルパック初期設定委託料27千円。92ページに進みまして13節32番西十勝障害支援区分認定審査会デジタルパック使用料66千円。さらに17節13番西十勝障害支援区分認定審査会タブレット端末購入費160千円、合わせまして、319千円でございます。

これにつきましては、芽室町、新得町、清水町の3町で構成いたします障害支援区分認定審査会の審査資料のペーパーレス化を図るものとして新規予算計上をするものでございます。

簡単ではございますが、以上、民生費において保健福祉課が所管いたします予算につきまして説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（深沼達生） 町民生活課長。

○町民生活課長（奥田啓司） 私からは、町民生活課に関わる民生費における予算についてご説明をさせていただきたいと思っております。101ページから102ページ、1項10目社会福祉医療費につきまして101ページの下から1行目19節10番の重度心身障害者医療費22,000千円は前年と増額でございます。

続きまして102ページ上から2行目、11番ひとり親家庭医療費3,000千円は前年度比800千円の増額となっており、本年度の決算見込みを考慮して予算を計上させていただいております。

以上、民生費に係る町民生活課の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（深沼達生） 子育て支援課課長。

○子育て支援課長（西田史明） 子育て支援課所管の令和7年度の当初予算について、特に説明を要するものについて説明をさせていただきます。

まず、103ページ児童福祉総務費でございますが昨年費18,923千円の減となっております。

主な要因といたしましては、骨格編成によりまして出産祝金が減額となっているところでございます。さらに子ども・子育て支援事業計画の策定が完了したことによる委託費の減額でございます。

なお、出産祝金につきましてはこの後において補正予算を提案させていただく予定となっておりますので申し添えます。

続きまして、109ページ、児童手当費でございます。昨年比62,545千円の増となっておりますが、昨年10月の法改正によりまして高校生までも対象とするなど、制度が拡充されたことによる増額となっております。

続きまして、111ページ、学童クラブ運営費でございますが、38,721千円の減額でございます。こちらは学童クラブの小学校移転に伴う工事が完了したことによる減額でございます。

以上、簡単ではございますが、子育て支援課所管の予算についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（深沼達生） これから順次質疑に入ります。

第3款1項1目社会福祉総務費、86ページから88ページの審査を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。次に第3款1項2目社会福祉施設費、88ページ、89ページの審査を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。次に第3款1項3目老人福祉費、89ページ、90ページの審査を行います。質疑ありませんか。

中河つる子委員。

○委員（中河つる子） 89ページの老人福祉費の項ですが、次の90ページにあります敬老会食糧費551千円となっておりますが、いつも敬老会には紅

白のおまんじゅうをもらって、敬老になる人にはもらっていたのですが、今回の町長の所信表明の中にもありましたが、敬老会にもう少し予算をつけるような話が載っていましたが、先日、御影で認知症の講演会がありまして、そこで講演された先生方の話の中にエンディングノートに自分の将来のことを記録しておくことが安心して亡くなっていけるというか、そういうお話がありまして、それでその食糧費のところにエンディングノートを敬老会に来る人に配ったらいいのではないかと、そういう提案なのですが、いかがでしょうか。

○委員長（深沼達生） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田哲也） 中河委員からのご提案、貴重なご意見ありがとうございます。町長の公約の中におきましては新たな敬老祝金の創設ということが10の公約の一つの中に入っているところでございます。

こういった部分も含めて、今後、敬老の在り方について充実を図っていくということで4月以降を検討し、状況に応じて予算をあげていくということになろうかと思えます。

委員からご提案がありましたエンディングノートでございますけれども、先般2月に行われた講演会ですね。私も出席をさせていただいておりました。現在、終活事業として社会福祉協議会においてもそういったエンディングノートも含めて終活事業を推進していくということがございますので、この点も踏まえた上で委員からのご提案を検討させていただきたいというふうに考えるところでございます。

以上です。

○委員長（深沼達生） 西山輝和委員。

○委員（西山輝和） 90ページの19番扶助費の10番老人施設入所費、これは何人ぐらいでいくらぐらいに見ているのか。

○委員長（深沼達生） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（阿部俊夫） この老人入所に関する措置費ですけれども、養護老人ホームと言われている施設に入所を予定している方、今、継続されている方が3名いらっしゃいます。そして、新たに新規の可能性があるとと思われる場合にすぐ入所ができるように1名分予算の方を計上し

ております。

以上です。

○委員長（深沼達生） ほかに質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑を終わります。

次に第3款1項4目障害福祉費、91ページから94ページの審査を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第3款1項5目在宅支援費、94ページから96ページの審査を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第3款1項6目老人福祉センター運営費、96ページ97ページの審査を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第3款1項7目保健福祉センター費、97ページから99ページの審査を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第3款1項8目世代間交流センター運営費、99ページから101ページの審査を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第3款1項9目国民年金事務費、101ページの審査を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第3款1項10目社会福祉医療費、101ページ、102ページの審査を行

います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第3款1項11目乳幼児等医療費、102ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第3款2項1目児童福祉総務費、103ページから105ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第3款2項2目保育施設運営費、105ページから109ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第3款2項3目児童手当費、109ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第3款2項4目きずな園運営費、110ページ、111ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第3款2項5目学童クラブ運営費、111ページから113ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第3款2項6目児童療育支援費、113ページ、114ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで民生費の審査を終わります。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） ここで休憩します。なお、再開は11時といたします。（午前10時49分）

○委員長（深沼達生） 休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時00分）

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） これより、第4款衛生費115ページから129ページまでの審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する点があれば説明願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田哲也） 衛生費のうち保健福祉課が所管いたします予算の中で特に説明を要する事項につきましてご説明いたします。予算書は115ページから121ページまでとなります。恐れ入りますが、120ページをご覧ください。120ページの説明欄の下から3行目、4行目に12節58番1か月児健診委託料200千円、59番産婦健診委託料400千円。

121ページに進みまして19節の12番産婦健診助成費200千円、13番1か月児健診助成費40千円を計上してございます。

これにつきましては、十勝管内における産科医療機関の健診実施体制が整ったことから令和7年度より全額公費負担による産婦健診1か月児健診に必要な予算を新規として計上したものでございます。

また、令和7年4月1日から予防接種法の定期接種となります高齢者の帯状疱疹ワクチン接種に係る予算でございますが、これについては補正予算の中で対応していくということとしております。

以上、衛生費において保健福祉課が所管いたします予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（深沼達生） 町民生活課長。

○町民生活課長（奥田啓司） 私からは同じく4款の衛生費に係る予算についてご説明をさせていただきます。

ページ、115ページ、1項1目保健衛生総務費につきまして、下から4行目18節13番の北海道後期高齢者医療広域連合市町村負担金160,376千円を予算計上しております。

こちらは、広域連合において積算された市町村負担金の通知額であり、前年度比で31,452千円の増となっております。

続きまして、ページが変わりますけれども、121ページから123ページの環境衛生費につきまして、122ページ上から11行目、12節51番蜂駆除委託料についてご説明をさせていただきます。

前年度比55千円の増でございますけれども、昨年、55千円増の550千円の計上でございますが、昨年もスズメバチの発生が多く、昨年から高齢者宅の駆除依頼を拡充しておりますので、本年も増額対応をさせていただいているところでございます。

続きまして、126ページから127ページ、2項1目清掃費につきまして、そのうち126ページ、下から6行目18節13番十勝圏複合事務組合負担金ごみ処理費19,859千円を予算計上しております。前年と比較しまして175千円の減となっております。こちらは広域で利用しております中間処理施設を共同運営しておりますそれぞれの構成市町村の処理実績により積算されました本年度の本町分の負担額でございます。

続きまして、129ページになります。上から2行目、14節15番清掃センター受電設備改修工事3,751千円を計上しております。

この工事は、本年、電気保安協会より施設の受電設備機械の老朽化に伴う更新を指摘されましたので改修工事を実施するものでございます。

以上、衛生費に係る町民生活課の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（深沼達生） これから順次質疑に入ります。第4款1項1目保健衛生総務費115ページ、116ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第4款1項2目保健予防費116ページから121ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第4款1項3目環境衛生費121ページから123ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第4款1項4目水道施設費、124ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第4款1項5目公衆浴場管理費、124ページ、125ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第4款2項1目清掃費、126ページ、127ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第4款2項2目清掃センター費、127ページから129ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

これで衛生費の審査を終わります。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） ここで休憩します。（午前11時08分）

○委員長（深沼達生） 休憩前に続き会議を開きます。（午前11時09分）

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） これより、第5款労働費、130ページ、131ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する点があれば説明願います。

商工観光課長。

○商工観光課長（前田 真） 労働費1目労働諸費についてご説明申し上げます。予算書130ページから131ページになります。

予算に関する資料については、8ページの「地域資源と産業を生かし、挑戦するまち」に掲載されている1番が労働費に係る事業となっておりますので併せてご覧いただきたいと思っております。

人件費を除く労働諸費事務については総額637千円を計上しており、前年度比622千円の減となっております。

主な減額要因は、骨格予算編成に伴う政策的経費の減少だどご理解ください。

就業奨学生支援や事業承継支援については事業効果等を鑑み、見直す予定でございます。

資料にも掲載しておりますが、13節委託料にございます求人サイトシステムに関しては、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、引き続き関係機関と協力しながら情報を発信したいと考えております。

現在、20事業者26件27人の募集情報が掲載されている状況です。

以上、簡単ではございますが、5款労働費の説明とさせていただきます。

○委員長（深沼達生） 質疑に入ります。第5款1項1目労働諸費、130ページ、131ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

これで労働費の審査を終わります。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） ここで休憩します。（午前11時12分）

○委員長（深沼達生） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
（午前11時13分）

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） これより、第6款農林業費、132ページから151ページまでの審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する点があれば説明願います。

農業委員会局長。

○農業委員会事務局長（葛西哲義） 私のほうから農業委員会に関する歳出予算の中で特に説明を要する事項につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、予算書の132ページから133ページをご覧ください。

1目農業委員会費につきましては、前年度比1,654千円の減となっております。

増減の主なものとしましては、旅費が2,632千円の減で計上しております。

これは、前年度が農業委員の任期中一度実施しております道外視察研修の実施年であったためであります。また、人件費が924千円の増となっております。

次に147ページをご覧ください。

8目農地移動適正化あっせん事業費につきましては、法改正によりあっせん件数の増が想定されることから報酬を136千円、費用弁償を19千円の増で計上させていただいております。

以上、農業委員会関係予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（深沼達生） 農林課長。

○農林課長（寺岡治彦） 6款農林業費のうち農林課が所管する予算案の中で特に説明を要する事項についてご説明申し上げます。

最初に 3 目農業振興費、135ページの中段18節35番の環境保全型農業直接支援対策事業交付金につきましては、令和7年度から有機農業への交付単価の増額と取組面積の増加により昨年度より増額計上となっております。

次に 4 目畜産業費、138ページの上段18節21番の草地畜産基盤整備事業清水地区負担金につきましては昨年度から事業参加者の要望調査を実施しており、今年度から草地整備及び暗渠整備を実施する事業となっております。

事業参加者は畜産経営を行う9戸となっており、事業期間は令和10年度までの計画となっております。

また、受益者負担は事業費の36%で、町を経由する間接補助事業となっていることから次年度予算において計上するものであります。

続きまして、5目牧場費、ページが飛びまして142ページになります。

中段17節10番の牧場管理用機器3,366千円のうち2,638千円につきましては予算に関する資料にも掲載しておりますが、ドローン3台分を計上しております。

日常行う牛群移動などにおいてこれまでバイクで行っていましたが、労働負担の軽減や安全性を考慮し、作業の精度向上、効率化を図るため導入するものでございます。

また、導入に当たりましては、昨年度、既に導入している芽室町営育成牧場への視察、さらに芽室町の協力を得て円山牧場での実証を行い、ドローンの効果を確認しております。

財源としましては、国の補助事業、新しい地方経済・生活環境創生交付金デジタル実装型補助率2分の1を活用いたします。

続きまして、6目土地改良事業費、144ページ下段18節14番明渠排水路橋点検業務負担金につきましては、高速道路にかかる水路橋1橋にかかる点検業務負担金としてNEXCO東日本が実施するもので、5年に一度の点検業務負担金1,200千円を計上しております。

以上、農林業費において農林課が所管する予算についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（深沼達生） 水道課長。

○水道課長（菊地 敦） 水道課の菊地です。よろしく願いいたします。

農林業費のうち水道課が所管します特に説明を要する予算につきましてご説明いたします。

関係する予算は、予算書145ページ上段から147ページ上段までの7目農業用水管理費34,069千円で、前年度と比較し643千円の減額となります。農業用水管理費は十勝川左岸地区、御影地区、美蔓地区の農業用水施設の維持管理費用になります。

以上、農林業費のうち水道課が所管する主な予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（深沼達生） これから順次質疑に入ります。

第6款1項1目農業委員会費、132ページ、133ページの審査を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第6款1項2目農業総務費、133ページ134ページの審査を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第6款1項3目農業振興費、134ページから136ページの審査を行います。質疑ありませんか。中河つる子委員。

○委員（中河つる子） この農業振興費でいいと思うのですが、清水でも農業のお祭りといいますか、アスパラまつりやにんにく肉まつりとかをやっていますが、管内でも収穫祭をいろいろなところでやっています、清水の方がそういうところへ出て行ってその収穫物を買ってくるという話をよく聞くのです。例えば、大正のメイクインまつりや芽室の収穫祭でお芋をたくさん買ったとか、そういうお祭りが清水にもあれば地元のをたくさん地元の人が買えて、地方に送ったり、そういうことができるのではないかと思います。今まであるそういうお祭り関係のものにそういうものを含めて地元の人には地元のものを買いたいと思っていますので、そうい

うお祭りを新たにというか、併せてというか分かりませんが。そういうものがあると町民も楽しく、そして、地元のものを買えるということではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（深沼達生） 農林課長。

○農林課長（寺岡治彦） 中河委員のご質問にお答えいたします。

産業まつり等のお話、そういったものを開催できないかということは私もいくつかの人から聞いております。今のところ、農協で独自に農産物の直売ということをやっております。町全体として、そういうお祭りをやるに当たりましては、さらに農協等々、今後、協議していかないと開催できないものと思っておりますので、そこについては今後検討はしていきたいと思っております。

○委員長（深沼達生） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑を終わります。

次に第6款1項4目畜産業費、136ページから138ページの審査を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第6款1項5目牧場費、138ページから142ページの審査を行います。質疑ありませんか。橋本晃明委員。

○委員（橋本晃明） せっかくの機会なのであまり今日は質疑も出ていないようですのであれですけど。牧場でドローンを導入するということで予算があがっています。十勝管内でもかなり先進的な取り組みになるのかなとは思うのですがけれども、このドローンを早くに導入するということで諸問題を解決していくのが早まるということと、一方で、もう少し待てば同じ値段ですごく性能が上がったものがどんどん出てくるのではないかという、ものを買うときというのはいつもそういう判断があるのだろうと思うのですが、この場合、今回、予算しているものの機械とかソフトでアップデートとかバージョンアップができるのかどうなのか、この機械ででき

ることとできないこと、まだ、人がやらなければいけないことと、それから、将来、それも含めて進歩していくのかというあたりをどう捉えているかお伺いします。

○委員長（深沼達生） 農林課牧場長。

○農林課牧場長（浅野和幸） ただいまご質問にありましたドローンの導入の関係ですけれども、実際に昨年十勝管内で2町村導入するということで聞いておりました、今年度はさらに清水町以外でも2町村を導入すると。どんどん普及はしている状況ではございます。

基本的にはドローンを牛追いの業務として使うのですけれども、バイクに代わるということで清水町の町牧のバイクもかなり老朽化が進んでおりました、年間2,000千円、昨年度にいくと2,000千円程度修繕費がかかっております。そちらについてももちろん古くなってきているのでバイクの更新というのも今後検討しなければならないのですけれども、そちらについても、今、だんだんバイクも上がってきていて1,000千円程度1台かかるという状況でございます。今回、ドローンが補助を除いて、今、900千円ぐらい1台見込んでいて、どれぐらい使えるかということなのですけれども、今のところ、特にほかの地区でも使っていてもそんなに壊れないで使えているよと。バッテリーの消耗で更新、その交換ぐらいということなんですけれども、5年は今使えているということなのです。どんどん機械も良くなってきているので5年以上は使えるだろうと。

そういった意味でも、牧場経費はいろいろ資材の高騰など、そういった部分で大変な状況でありますので、費用の関係から見てもドローンを導入するということで考えて今回導入に至りました。

以上です。

○委員長（深沼達生） よろしいですか。橋本晃明委員。

○委員（橋本晃明） 全部、たくさん質問したのであれですけれども、今、買うことのメリットというのは、現状の牧場の中から、状況からすればあるのかなと思いますけれども、今後出てくる機種や価格など、そういったものの想定はしているのかしていないのか伺います。

○委員長（深沼達生） 農林課牧場長。

○農林課牧場長（浅野和幸） 今後価格が抑えられていくかというご質問ですけれども、その辺についてはなかなか。今回、導入しようとしている機種も特定の機種といいますか、あまり普及が。いろいろなところで出ている分ではなく、中国で生産された機械なのですけれども、その1社しか生産されていないという機械になります。ドローンだけではなく、音を出して牛を追うのですけれども拡声器ですとか、あと、体温を計測というか、温度管理。温度が見れるというサーモ機能もついていると。そういった機種を選定しているのですけれどもそういった機種は今のところ1社しかないということで、今後、5年10年はそんなに別なメーカーから普及して価格競争があるかというのと、今、そういう状況ではないと判断しております。

○委員長（深沼達生） 橋本晃明委員。

○委員（橋本晃明） 温度を感知できるということは夜でも使えるという可能性もあるということですよ。それはこれからのことなのでしょうけれども。では、一方で、人がいなければできない、ドローンには代われない部分というのもあるだろうと思うのですけれども、そこはどのように押さえていますか。

○委員長（深沼達生） 農林課牧場長。

○農林課牧場長（浅野和幸） バイクに代わる部分のドローンなのですけれども、どうしても牛を最終的に牛追いの柵に入れる行為や、あとは、受精業務だとか。受精業務って受精の補助なのですけれども、そういった部分についてはどうしてもドローンではできないので人間の力が必要ということで、かなりの熟練の技術も必要だと感じております。

以上です。

○委員長（深沼達生） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑を終わります。

次に第6款1項6目土地改良事業費、143ページ、144ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第6款1項7目農業用水管理費、145ページから147ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第6款1項8目農地移動適正化あっせん事業費、147ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第6款2項1目林業振興費、147ページから150ページの審査を行います。質疑ありませんか。田村幸紀委員。

○委員(田村幸紀) 149ページ、有害鳥獣対策事業についてです。

本年度の予算24,116千円、昨年度が24,355千円、当初予算です。だったのでほぼ予算額に変更はないのですが、これは骨格だからなのか、骨格だから前年同額に近いのか、それとも、これまでの一般質問とかでいろいろな議論をしてきて有害鳥獣の対策というのは必要ですねというお話をさせていただいた上で、前年度同額というのは対策がこれまでで十分ですよという答えになるのかなというふうに感じるのですが、これはこれから政策の中で追加をどんどん検討されていくものなのか、このままなのかというのを伺いたします。

○委員長(深沼達生) 答弁を求めます。林務係長。

○農林課林務係長(木戸悠登) 田村委員のご質問にお答えいたします。

こちらの予算ですが、骨格予算のほうで作成しておりまして、ただ、政策予算のほうでは追加は予定しておりません。

○委員長(深沼達生) 田村幸紀委員。

○委員(田村幸紀) 分かりました。

まず、自然界の有害鳥獣というのはどんどん増えていくというのもその議論の中でさせていただいた中で、前年同額ということはこれまでの事業

の成果というか、そういうものに満足しているから前年度と同額の予算になるのだと判断できるので。ですが、一応、議論の中では「これからちょっと検討していきます」という話をいただいていたので、これからさらなる対策というのはもっともっと必要になってくる、有害鳥獣に関しては必要だと思うので、今後の機会で検討していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（深沼達生） 林務係長。

○農林課林務係長（木戸悠登） おっしゃるとおりだと思います。

今後、猟友会の方ともお話しして、金額のほう、予算のほう、考えていきたいと思います。

ただ、今年の予算については毎年なのですが、猟友会の役員会のほうで協議のほうをさせていただきまして、委託料など、単価のほうを決めさせていただいております。

以上です。

○委員長（深沼達生） よろしいですか。

ほかに。橋本晃明委員。

○委員（橋本晃明） 今、田村委員が質疑したところと同じなのですが、いわゆる北海道で猟友会と市町村との協議を行った上で熊の駆除だとかを行うというような方針が道の方針は出ているけれども、市町村はどうなっているのだろうか、やはり町民の方も思っている方が多いのではないかと思います。協議はどのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

○委員長（深沼達生） 農林課長。

○農林課長（寺岡治彦） 熊の駆除に関してですが、ここ数年、都市部市街地に熊が出没するというケースが増えてきております。そのような中で今後、町としてということですが、これまでは市街地等で熊が出没した場合は警察の判断によって対応するというようになっておりましたが、今度からは市町村長の判断において警察の協力を仰ぎながら最終的には市町村が責任を持つという流れになってきております。また、具体的に猟友会の方が発砲して物に当たったとか、そういった補償の部分について具体

的なものは示されていませんが、国のほうではそういうふうな流れで今進んでいるところでございます。

○委員長（深沼達生） 橋本晃明委員。

○委員（橋本晃明） いや、協議が進んでいるかどうかということです。

○委員長（深沼達生） 農林課長。

○農林課長（寺岡治彦） 失礼しました。猟友会の方とも、その点、共通の課題ではありますので、役員会等々で常にそういった部分については協議をしているところでございます。

○委員長（深沼達生） 橋本晃明委員。

○委員（橋本晃明） もう大分暖かくなってきてそろそろ熊が出てくる頃になってしまうのかなと思うのですけれども、ハンターの責任を問われて猟友会がもう協力しがたいような市町村もあるという中で本町においては大丈夫なのかということですね。一番心配されているのはそこだと思うのですけれどもその点は今どうなっているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（深沼達生） 農林課長。

○農林課長（寺岡治彦） 猟友会と町との関係ですが、林務係の担当者と猟友会との打ち合わせで私も出席することもあるのですけれども、常に良好な関係を築いていると私としては思っております。

○委員長（深沼達生） 橋本晃明委員。

○委員（橋本晃明） 例えば行政というか、町の責任でハンターが駆除するといったときに、何かあったときには町が責任を持つということになるのかならないのか。そこもよく分からないままで時期がどんどん来ちゃっているのかなという気がするのですけれども、協議は続けていくというか、具体的に進めていかないとできないことだと思うのですけれども、それはしていくということですよ。

○委員長（深沼達生） 農林課長。

○農林課長（寺岡治彦） 国のほうで補償の部分について詳細が決まり次第、再度、猟友会の方とは、その旨、相談しながら進めてまいりたいと思います。

○委員長（深沼達生） ほかに質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第6款2項2目町有林整備費、150ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第6款2項3目森林整備事業費、150ページ、151ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。これで農林業費の審査を終わります。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長(深沼達生) ここで休憩します。(午前11時41分)

○委員長(深沼達生) 休憩前に引き続き会議を開きます。  
(午前11時45分)

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長(深沼達生) これより、第7款商工費、152ページから155ページまでの審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する点があれば説明願います。商工観光課長。

○商工観光課長(前田 真) 7款商工費に係る商工観光課所管であります1目商工振興費、2目観光費につきましてご説明申し上げます。

まず初めに予算書の152ページから153ページ上段の商工振興費に係る予算でございます。

人件費を除く商工振興事業については、総額88,246千円を計上しており、前年度比61,876千円の減となっております。

主な減額要因は、骨格予算編成に伴う政策的経費の減少でございます。

代表的なもので、地域活性化商品券事業補助金や人材育成確保支援事業補助金、企業等スタートアップ支援事業補助金等が挙げられます。今後、事業の見直しも含め、再度ご提案させていただく予定です。

したがって、それら政策的な経費で予算書に計上されているものは令和6年度までの交付決定済みの経過措置分だにご理解ください。

以上、簡単ではございますが商工振興費の説明とさせていただきます。

続きまして、予算書153ページの2目観光費に係る予算についてご説明申し上げます。

予算に関する資料については、9ページの「地域資源と産業を活かし挑戦するまち」に掲載されている14番が観光費に係る事業となっておりますので、併せてご覧いただきたいと思えます。

観光振興事業については、総額6,026千円を計上しており、前年度比7,266千円の減となっております。

主な減額要因は、こちら骨格予算編成に伴う政策的経費の減少だにご理解ください。

代表的なもので地域おこし協力隊に係る経費、観光協会の新規事業等が挙げられます。

今後事業の見直しも含め、再度ご提案させていただく予定でございます。

観光協会補助金についての主な増減内容についてご説明申し上げます。

新規事業としましては、観光協会のホームページの作成、管理料を計上しております。昨年度の観光ガイドブックリニューアルに合わせて情報を充実し、スマートフォン等に対応した利用しやすいものになりたいと考えております。

骨格予算編成に伴い減額しているものは、渋沢栄一関連の物産販売に係る経費を減額しております。

以上、簡単ではございますが、観光費の説明とさせていただきます。

これから順次質疑に入ります。第7款1項1目商工振興費、152ページ、153ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第7款1項2目観光費、153ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に、第7款1項3目観光施設費、153ページ、154ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第7款1項4目消費経済費、154ページ、155ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

これで商工費の審査を終わります。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長(深沼達生) ここで休憩します。(午前11時50分)

○委員長(深沼達生) 休憩前に引き続き会議を開きます。  
(午前11時52分)

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長(深沼達生) これより、第8款土木費、156ページから171ページまでの審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する点があれば説明願います。建設課長。

○建設課長(山田寿彦) それでは、令和7年度土木費の予算説明をいたします。

まず、土木費8款2項2目除雪対策費です。予算書168ページをお開きください。

8款2項2目除雪対策費17節備品購入費12番除雪作業車両につきましては平成30年度から車両機械の更新を実施しており、令和7年度においても計画的に除雪ドーザ1台の購入費を計上しております。

次に161ページをお開きください。

3目道路新設改良費14節工事請負費10番町道わだち掘れ等舗装補修工事につきましては新羽帯常盤間道路、こちらの継続工事であります。

同じく工事請負費、11番橋梁修繕工事につきましては新規として、協心第2号橋、東郷愛橋、第2南清水橋、3橋の修繕工事であります。

道路改良舗装整備工事につきましては、工事請負費25番通学路安全対策工事では御影3丁目西道路の歩道改修工事、27番東清水南9条道路は昨年度からの継続工事であります。

次に予算書164ページをお開きください。

4項1目都市計画総務費12節委託料16番用途地域変更業務委託料につきましては、清水町都市計画図をデジタル化する業務であります。

次に169ページをお開きください。

5項1目住宅管理費町営住宅貸付住宅管理事業につきましては、清和団地解体に係る実施設計及び除却工事を4か年計画にて事業をする予定であります。

次に170ページをお開きください。

5項2目住宅建設費町営住宅建設事業につきましては、西都団地の建て替えを令和4年度から建設工事に着手しており、4か年計画にて事業を進め、7年度完了予定であります。

なお、概要につきましては、予算に関する資料における主要事業施策シート19ページに掲載しております。

以上、建設課に関わる説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（深沼達生） これから順次質疑に入ります。

第8款1項1目土木総務費156ページの審査を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第8款2項1目道路維持費、157ページから159ページの審査を行います。

質疑ありませんか。鈴木孝寿委員。

○委員（鈴木孝寿） 参考までにお聞きしたいのですが、農村部の簡易舗装あるじゃないですか。結構もう経年劣化で大分ひび割れがひどい。その更新というのは今の段階ではどのように考えているのか、ちょっと距離数が多いのでなかなか直すというのは難しいと思うのですが、今のところ、除雪とかでやったら全部壊れていくというのは結構もうここ数年あると思うのですが、今の考え方だけお聞かせください。

○委員長（深沼達生） 土木課長。

すいません。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼土木係長（本間裕美） 農村部の舗装の劣化につきましてはこちらでも把握しているところです。いかんせん延長が長いというところはおっしゃるとおりでして、舗装補修計画というものを課の中で立てておりまして、それに基づいて実施する考えでございます。

なお、財源等が必要になってくるので、そちらについては農業サイドと連携して補助事業を活用する、または、起債事業を活用しながら一般財源の持ち出しが少なく済むように計画しているところでございます。

以上です。

○委員長（深沼達生） ほかに質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第8款2項2目除雪対策費、159ページから161ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第8款2項3目道路新設改良費、161ページ162ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第8款3項1目河川改良費、163ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第8款4項1目都市計画総務費、163ページから165ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第8款4項2目公園管理費、165ページから167ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第8款5項1目住宅管理費、168ページから170ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第8款5項2目住宅建設費、170ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第8款6項1目下水道費については繰出金のみの予算ですので下水道事業会計で審査を行います。

これで土木費の審査を終わります。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長(深沼達生) ここで休憩します。なお、再開は午後1時とします。(午後0時01分)

○委員長(深沼達生) 休憩前に引き続き会議を開きます。(午後1時00分)

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長(深沼達生) これより、第9款消防費172ページから175ページ

までの審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する点があれば説明願います。総務課参事。

○総務課参事（竹中直也） 消防署が所管する消防費につきまして、目ごとに前年度と比較して主な増減理由の説明をさせていただきます。予算172ページを開きいただきたいと思います。

1項1目消防負担金ですけれども、前年比73,971千円の増額となっております。消防負担金はとちち広域消防事務組合消防局費、指令センター費などの共通経費と清水消防署費及び職員費などの個別経費からなっております。

令和7年度におきましては、御影分遣所の水槽車の更新、高機能消防通信指令システム、デジタル無線機器更新により増額となっているものでございます。

なお、更新予定の車両につきましては購入より30年が経過しております。とちち広域消防事務組合の消防施設、設備整備計画における更新目安を満たしているものでございます。

また、指令システムの機器更新につきましては、消防通信機器の特性上、24時間連続稼働していますことから、機器の耐用年数に応じて令和4年度と令和7年度の2回に分けての更新計画となっております。

続きまして、1項2目消防団費でございます。前年比5,171千円の減額でございます。

主な要因といたしましては、令和6年度に清水消防団が出場いたしました北海道消防操法訓練大会、この事業が完了したことにより減額となっているものでございます。

令和7年度におきましては、新規事業といたしまして、清水町清水消防団創設110周年記念事業を消防演習終了後に実施する予定となっております。

次に175ページをお開きいただきたいと思います。

1項3目消防施設費でございます。前年比2,028千円の減額でございます。

主な要因といたしましては、令和6年度に御影消防庁舎ボイラー更新工事が終了したことにより減額となっているものでございます。

令和7年度の消火栓新設工事につきましては、設置から40年を超えた消火栓3基を清水町の水道管布設替え工事に合わせて実施するものでございます。

以上、消防が所管します消防費の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（深沼達生） これから順次質疑に入ります。

第9款1項1目消防負担金172ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第9款1項2目消防団費、172ページから174ページの審査を行います。

質疑ありませんか

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第9款1項3目消防施設費、175ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで消防費の審査を終わります。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） ここで休憩します。 （午後1時04分）

○委員長（深沼達生） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
（午後1時06分）

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） これより、第10款教育費176ページから225ページまでの審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する点があれば説明

願います。学校教育課長。

○学校教育課長（渋谷直親） 私からは学校教育所管の新年度歳出予算において特に要する点について説明をさせていただきます。予算書では176ページからとなっております。

まず、10款教育費全体の歳出予算額861,736千円となっており、昨年当初予算よりも189,618千円の減となっております。

主な減少の要因は、政策的な事業を計上していないものが主な要因となっております。

新規事業及び清水高校の振興会事業等の政策的なものにつきましては事業内容を精細した上で今後提案してまいりたいと考えてございます。

それでは、主な学校教育課に係る事業等について説明をさせていただきます。予算書176ページをお開きください。

1項教育総務費でございます。1目教育委員会費は前年度対比で1,128千円の増となっております。

主な増加理由といたしましては職員の人件費に係る増となっております。

続きまして、予算書178ページ2目教育振興費でございます。前年度比19,311千円の減となっております。

歳出額が大きく減少している要因といたしましては、これまで政策的な事業として高校生のタブレット支援等を行っていたり、また、修学旅行助成事業、高校振興事業などの取り組みを当初予算として今回計上していないということが大きな減少の要因となっております。

続きまして、184ページ、2項小学校費を説明させていただきます。

小学校費につきましては前年度対比で11,337千円の減となっております。184ページ、小学校運営事業では令和7年度に入学する清水小学校の新1年生が国の少人数学級基準を超えることで、これまで町費により支出していました職員の採用が、教員の採用がなくなったことでの人件費の減少が主な要因となっております。

続きまして、191ページ、3項の中学校費でございます。

1目中学校管理費は、前年度と比較しまして9,241千円の増となつてご

ざいます。

増額の要因につきましては、来年度、中学校教科書の改定に伴いまして教師用の教科書並びに指導書の購入に係るものが大きな要因となっております。

教科書の改訂は義務教育の学校においては4年ごとの採択替えを行っているところでございます。

また、かねてから要望がございました御影中学校の男子トイレにつきまして、これを和式から洋式化の工事を実施する計画となっております。それに加えて、各学校の高圧受電設備が老朽化していることに伴い、変圧器の更新が4校とも必要となっておりますが、まずは令和7年度においては清水中学校での更新を令和7年度実施したいと考えてございます。

続きまして、195ページになります。

2目スクールバス管理費でございます。前年度から967千円の増額となっております。

主な要因につきましては車両の修繕料の増ということとなっております。

最後になります。ページが飛びまして220ページになります。5項にあります保健体育費3目学校給食管理費でございます。

学校給食管理費につきましては、前年度と比較しまして27,658千円の減となっております。

大きな原因の要因につきましては、厨房内の機械類の更新を令和7年度においては実施せず、令和6年度からの減少の幅が大きかったということが大きな要因となっております。

以上、簡単でございましたけれども、学校教育課所管に係る予算についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（深沼達生） 社会教育課長。

○社会教育課長（安ヶ平宗重） 私からは、10款教育費のうち、社会教育課が所管いたします予算の概要につきまして主なものをご説明いたします。予算書の197ページから4項社会教育費から220ページの保健体育費の5項2目までが社会教育課の関係予算となります。

まず、197ページの1目社会教育総務費につきましては、前年度比23.7%の減となっておりますが、こちらは社会教育総務人件費の減がその大きな要因となっております。

次に200ページの2目文化振興費につきましては大きく28%の減となっておりますが、こちらは文化振興事業において令和3年度から委嘱しております地域おこし協力隊員の任期満了に伴う人件費等の関連予算の減が大きな要因であります。

次に、201ページの3目文化会館費につきましては5%の増となっております。

こちらは文化振興事業の一般合唱ワークショップの完了による減少の一方、文化会館の施設管理費における施設維持のための各種委託料等が増加していることが主な増減の要因であります。

次に204ページに参りまして、図書館郷土史料館費につきましては90.4%の減となっております。

こちらは、エアコンの設置工事と照明LED化工事の完了が主な減少の要因となっております。

次に207ページに参りまして、5目中央公民館費につきましては1%の増となっております。

こちらは中央公民館事業の見直しによる予算を削減した一方で、中央公民館施設管理における人件費の増加がございまして、前年度とほぼ変わらない予算額となっております。

次に少し飛びまして216ページからの5項保健体育費についてご説明いたします。

216ページの1目保健体育総務費につきましては前年度比22.7%の減少となっております。保健体育総務費の人件費が増加している一方で、保健体育事業のスポーツ大会出場奨励事業の一部やスポーツ活動送迎事業等が政策予算であることから当初予算では計上していないことが主な要因であります。

次に218ページの体育施設費につきましては33.8%の減となっております。

こちらは、社会体育施設運営事業において町体育館の受電設備にPCBが使用されていると分かりましたので、そちら、処理のための工事によって予算の増加があった一方、アイスアリーナの施設運営事業ではロビー暖房機の更新工事やリンク製氷用の冷却機の更新工事が完了したことにより、予算の減少が大きくありましたのでそちらが主な要因であります。

以上、簡単ではございましたが、教育費のうち社会教育課に係る予算の概要の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（深沼達生） これから順次質疑に入ります。

第10款1項1目教育委員会費、176ページから178ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第10款1項2目教育振興費、178ページから183ページの審査を行います。質疑ありませんか。山本奈央議員。

○委員（山本奈央） 今年度が新しい予算書には載ってなくて、昨年度のには載っているものなのですけれども、スキー事業報償費というのがなくなっているのですが、今年度はないのはなぜかお聞きしたいです。

○委員長（深沼達生） 学校教育課長。

○学校教育課長（渋谷直親） スキー事業につきましては、政策的な要素もあって今後の補正のほうとかで乗せていきたいと考えてございます。事業としては実施していきたいかなと考えてございます。

○委員長（深沼達生） ほかに質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第10款1項3目教員住宅費、183ページの審査を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第10款1項4目特別支援教育費、183ページ184ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第10款2項1目小学校管理費、184ページから190ページの審査を行います。質疑ありませんか。山本奈央議員。

○委員(山本奈央) 小学校管理費のところで大丈夫ですか。185ページなのですけれども、昨年度はスケートリンク設営管理報償というのがあったのですけれども、今年度は載っていないのですが、どのようになっているかお聞きしたいです。

○委員長(深沼達生) 学校教育課長。

○学校教育課長(渋谷直親) スケートリンク事業につきましても、今後の補正の中で学校のリンクのほうは造成するということでは考えております。

○委員長(深沼達生) 山本奈央議員。

○委員(山本奈央) もう一点ですけれども、御影小学校に置いてある青い軽トラが見た目が古くて子供たちが心配しているという声を結構聞くので、それはどのようになっているかお聞きしたいです。

○委員長(深沼達生) 学校教育課長。

○学校教育課長(渋谷直親) ご覧になったことはございますね、きっと。私もよくいつも見に行って、修理が今できる状態ではあるので、あれが修理ができなくなるとかそういうことになれば更新も考えているのですけれども、今のところはあの状態で利用させていただこうかと考えております。

○委員長(深沼達生) ほかに質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第10款3項1目中学校管理費、191ページから195ページの審査を行います。質疑ありませんか。鈴木孝寿委員。

○委員(鈴木孝寿) 確認です。これは中学校と小学校、両方ともなのですけれども、来年4月からどちらも児童数はそんな大きく変動はないにし

ても、教員数が減るといううわさを聞いたのです。そこについて減っていないなら減ってないでいいし、減ったならなぜ減ったのかなというところをちょっと確認させてください。

○委員長（深沼達生） 学校教育課長。

○学校教育課長（渋谷直親） 教員数ですけれども、生徒数とクラス数が減ってしまうと清水小学校で言うと。あと、加配で特別支援教室も国のルールで8人に1人教員が加配されるよというところがございまして、そういうところで、今、資料を持ち合わせていないのですけれども増減がございします。清水小学校にとっての減少はそういった要因となつてございします。

○委員長（深沼達生） 鈴木孝寿委員。

○委員（鈴木孝寿） ごめんなさい。中学校の英語教員も減らされたというようなお話もちらつと聞いたのですけれども、例えば、それも子供の数の問題なのかどうなのかというのを。

○委員長（深沼達生） 学校教育課長。

○学校教育課長（渋谷直親） 英語教員の数というか、期限つきの先生を配置するところで、ここであまり言っていないかは分からないのですが、北海道のことなので。ここの教員が今のところ確保できておらず、人員の。その部分で減はしてございしません。人の枠はあるのですけれども、充てる人が今見当たっていないというところが現状です。

○委員長（深沼達生） ほかに質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第10款3項2目スクールバス管理費、195ページから197ページの審査を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。次に第10款4項1目社会教育総務費、197ページから199ページの審査を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第10款4項2目文化振興費、200ページから201ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。次に第10款4項3目文化会館費、201ページから204ページの審査を行います。

質疑ありませんか。中島里司委員。

○委員(中島里司) ページ数、201ページの報償費の11番目第九文化継承事業報奨というのがあるのだけれど、これですね。事業の概略ですが、どのような事業をやるのか。それともう一つは、継承ということはずっと今までであったということだよ。それは多分私の勝手な想像だけど、せせらぎ合唱団を意味しているのかなど。その辺で間違いないのか、説明願いたい。

○委員長(深沼達生) 社会教育課長。

○社会教育課長(安ヶ平宗重) 私からご説明いたします。

第九文化継承事業をここ数年実施しておりまして、内容につきましては学校で第九を教えております。先生が教えています。そこの学校で第九や合唱を教えるに当たって指導者のほうをこちらの予算で派遣しております。

また、本年度につきましては、学校のみならず一般の合唱サークルも育成すべく、この第九文化継承事業として実施いたしました。

来年度につきましては292千円という金額ではあるのですが、これとはまた別に政策予算になるのですが、町長と協議しまして第九の演奏会を12月に実施したく、政策予算の中で審議していただくところでございます。

○委員長(深沼達生) 中島里司委員。

○委員(中島里司) 私、12月云々というのは、それはそれとして悪いことではないと思うのですが、これ、継承というのは、これは「第九の町」というタイトル、起源は、課長、承知していますよね。どこからどの時点で誰がそのようなことをやってくれたかそうなったのか知っていますよね。それを、そのせせらぎ合唱団というのは今でもあるのですか。これはせせらぎ合唱団というのは今でも残っているのかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（深沼達生） 社会教育課長。

○社会教育課長（安ヶ平宗重） せせらぎ合唱団につきましては、今年の5月に感謝を込めたコンサートを実施しまして、そこをもって、一旦、活動に区切りをつけるというような状況はもちろん重々存じております。

一方で、せせらぎ合唱団、では、解散なのですかという話も聞いたのですけれども、解散はしないのだけれども活動を一旦休止するというような状況は聞いておりました。

社会教育課としてもせせらぎ合唱団がこの先どのように描いていくのかというのはそれとは別にといいましょうか。それらも少し頭に昨年からあったものですので、一般の合唱愛好者サークルを何とか町でも育てようと思って、今年度は一般向けの合唱ワークショップを16回ほど実施して、少し合唱を盛り上げようとして取り組んでおります。

それを来年度は第九の演奏会に向けてまたその人たちを、気持ちを持っていていただくべく、今、考えているところでございます。

○委員長（深沼達生） 中島里司委員。

○委員（中島里司） 私、この質問をなぜしているかというのと、今、課長から説明を聞いて、うーんという感じなのですけれども、結局はその第九という、町に貢献された方に対しての敬意というのがあまり感じられなかったものだから質問したのですけれども。その感謝を込めてということをやったということで、それはどの程度の範囲で実施されたのかという感じがしているのです。

というのは、当時、スタートした時点はもちろんですけれども、その後の活躍は全国的に評価が高かったわけですから、今の状況では多分ちょっと活動は継続しづらいのだろうなというのは何となく察してはいたけれども、今回はその継承ということでやっていったときに、歴史という部分でその経過を、今ではなく、経過をしっかりと説明して、何と言ったらいかな。結果的に一代で終わった形になるよね、指揮者も。だから、本当はそれをもう少し指揮者なり合唱団員がもう少しこううまく継承されていけば、せせらぎという活動は衰えなかったと思うのだけれども、いろいろなことがあったと思うのですが、一応、一代で終わってしまうような形で

見ていました。

だから、この継承といったときに継承するもの、最近で言えば渋沢栄一翁がよく我が町に対してすごく貢献したとかという話、それに匹敵すると思うのですよ。こちらはもう直接本人です。本人の方々がおられるわけですから、そういうものを歴史としてしっかり捉えていただいて、もう少し周知していただいて、そして、継承していくということであれば我が町のネーミングが生きて、ますます生きてくると思うので、その辺についての配慮、特に考えていただきたいと思うのです。これは今後のことです。町長も替わりましたし、その辺も。今、町長からの答弁は要りませんけれども。

社会教育で、やはり新町長にもそのようにみんなが説明をよくされて、これが本当にいい形で継承されていく。「第九のまち清水」とか、そういうことを望んで。私は個人的に思っていますので、それについての今後の取組に期待しながら質問させていただきたいと思います。お願いいたします。

○委員長（深沼達生） 社会教育課長。

○社会教育課長（安ヶ平宗重） この第九が発足した歴史、もちろん皆さんご承知でありますけれども、1980年に清水の文化センター開館に合わせて、それまで活動していたせせらぎ合唱団、以前からも活動しておりましたけれども、せせらぎ合唱団の指導者の方が中核となって清水の町で第九に取り組もうということ。もちろん私も十分認識しておりますし、それをこれまでせせらぎ合唱団さん、おんぶに抱っこという言葉は悪いですが、そういった形で一緒になって取り組んできたところでもあります。

それは、もちろん、私もそうですし、社会教育課、教育委員会、皆さん認識しております。前回の第九演奏会、開町120年ですか。その時もせせらぎ合唱団の皆さんのほうにも私のほうから頭を下げて協力してくださいというお願いして、指導者の方にもご協力ということできちんと敬服しておりますのでお願いしております。

そのときの実行委員会、開町120年の実行委員会的时候にもやはり合唱団の方も、代表、実行委員に入ってもらって合唱を盛り上げるべく実施し

ております。それらを受けながら今年実施した一般のワークショップであります。いきなり第九に取り組むとなると一般の方、なかなかそこまでわっと身を引いてしまいますので、まずは声を出してみんなが集まって歌うことを楽しんで、合唱することを楽しんで、気分を盛り上げてそれを来年度につなげていこうとしております。

今、既にせせらぎ合唱団であった方も今年参加してくれていますので、十分、その歴史というものを説明して、もしくは配慮をしてつなげていきたいと思って取り組んでまいるところでございます。

○委員長（深沼達生） 中島里司委員。

○委員（中島里司） せっかく、今、課長、いろいろお話していただいて、ここで説明ではなくて、そういう、今、改めて団員になって盛り上げていこう、活発にしていこうという、そういうことであればやはり歴史、合唱団のここまで至ったもの、これ僕は反対しているわけではないです。盛り上げていただきたいという気持ちで質問しているのですけれども、せせらぎ合唱団の歴史というのを何らかの形で、僅かな面積でもいいのだけど、若干経過をして誰が見ても分かりやすい、そういうものを承知していただいて、より一層新たな団員を募集して盛り上げて継続して行っていただきたい。そういうことを望みますので一工夫していただければと思って質問を終わります。

○委員長（深沼達生） 社会教育課長。

○社会教育課長（安ヶ平宗重） 中島委員がおっしゃったことを十分、今年度、この後審議していただくことになるのですけれども、その中で取り組むに当たって、今、おっしゃった歴史であったり、清水の文化であったり、参加者に。そして、周知するに当たってもきちんと伝えて今後1年間つくっていきたいと思っております。

○委員長（深沼達生） ほかに質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第10款4項4目図書館郷土史料館費、204ページから207ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第10款4項5目中央公民館費、207ページから209ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第10款4項6目御影公民館費、209ページから211ページの審査を行います。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長(深沼達生) 質疑なしと認めます。

次に第10款4項7目地域学習施設費、211ページから214ページの審査を行います。質疑ありませんか。山本奈央議員。

○委員(山本奈央) 少年自然の家のところですが、清水町も自然が豊かな場所なのですが、この少年自然の家のところはさらにのどかでとてもいい風景なので、どれぐらい町内で活用されているのか、もし子供たちがという点でもいいかなと思うのですけれども、活用されているかが分かれば教えていただきたいです。

○委員長(深沼達生) 社会教育係長。

○社会教育課社会教育係長(樋口尚樹) 少年自然の家の利用状況でございますが、子供たちは町外の保育所などの利用があったり、それから、町内であれば我々社会教育の事業のチャレンジクラブでキャンプをしたり、そういうことで子供たちの利用が使われております。

ほかは、大人の方々が登山のときに使ったり、そういうことで使っている施設でございます。

○委員長(深沼達生) 山本奈央委員。

○委員(山本奈央) 御影小学校でいうと馬に乗りに行ったりとかをしていたので、子供たちの感想を聞くととても楽しかったようだったので、それが町内で清水も御影も両方をお子さんたちが触れ合うような機会をつくっていただけるといいかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長(深沼達生) 社会教育係長。

○社会教育課社会教育係長（樋口尚樹） 少年自然の家のすぐ付近に自然の家の管理人の田中さんが経営している牧場がございまして、そちらの利用者の方もたまたまに寄っていただいで利用されているとは伺っておるところでございます。

社会教育の事業でそういう牧場を使ってというのはあまり今のところはやったことはないのですが、でも、キャンプのときとかは自然の家を使いますので、そのときに周りの千年の森とか行って見てきたりとか、河原に行ったりとかしておりますので、牧場も何らかの形で使えたらいいか、検討してまいります。ありがとうございます。

○委員長（深沼達生） 山本奈央議員。

○委員（山本奈央） 自然の家の中の設備もとても懐かしいものがたくさんあるので、大人の方ももっと上手に活用すれば清水町に観光に来てもらうようなきっかけにもなると思いますので、ほかの方とも連携してやっていただけたらどうかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（深沼達生） 社会教育係長。

○社会教育課社会教育係長（樋口尚樹） いろいろ古い施設でございますが、たくさん使ってもらっていますのでさらなるPRをして使っていただければと思っております。ありがとうございます。

○委員長（深沼達生） そのほかに質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第10款4項8目農村環境改善センター管理費、214ページから216ページの審査を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第10款5項1目保健体育総務費、216ページから218ページの審査を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第10款5項2目体育施設費、218ページから220ページの審査を行い

ます。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第10款5項3目学校給食管理費、220ページから225ページの審査を行います。質疑ありませんか。山本奈央議員。

○委員（山本奈央） 賄材料費のところですけども、給食センターで以前にお話を伺ったときにみそやしょうゆは素材にこだわって、本別の醸造のところの素材を使っているよということだったのでですけども、十勝を味わうだったり、清水を味わうということで、今、広尾で十勝でお塩をつくっているところもありますし、それを活用したり、あと、清水でも陸稲を昨年植えている農家も出てきましたし、今年度、令和7年の春からは陸稲をまいてみようかなと言っている農家さんもちよこちよこお話を伺っていますので、清水のめぐみ給食でもいいですし、その素材を生かした給食を、毎日は難しいかもしれないですけども、そういう機会があったらいいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（深沼達生） 給食センター所長、業務係長。

○学校給食センター長（佐藤一成） 今、委員からご提案がございました地場産物の利用でありましたり、また、その拡充でありましたりというのは、私ども施設としてはまず一丁目一番地に取り進めているところでございます。

給食センターという施設の性質柄、大量調理となります。ある一定量、確実に配送も込みで同じ規格、同じ質量、同じ重量等で配送してもらうことがまず必要になります。それと並行して、衛生管理の面も文科省や厚労省から通達されている厳しいマニュアルがございまして、それを基に各企業の製造工程を精査して納入業者を決定している経過がございまして、必ずしも陸稲ですとか違うしょうゆやみその購入の可能性を排除するわけではございませんが、今後とも一つ大事な案として地場産品の使用向上に努めていく所存です。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（深沼達生） ほかに質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで教育費の審査を終わります。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） ここで休憩します。 (午後 1 時45分)

○委員長（深沼達生） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
(午後 1 時47分)

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） これより、第11款災害復旧費226ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する点があれば説明願います。

質疑に入ります。第11款 1 項 1 目道路橋梁災害復旧費、226ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで災害復旧費の審査を終わります。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） これより、第12款公債費、227ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する点があれば説明願います。

総務課長。

○総務課長（神谷昌彦） それでは、公債費について若干ご説明をさせていただきます。

1 目元金と 2 目利子を合わせまして1, 358, 417千円で前年度比77, 675千円の増となっております。

併せまして、実質公債費比率についてですけれども、一般会計の標準的な収入が借金の返済にどの程度充てられているかを示す比率でございます。

3か年平均の数値となりますけれども、令和5年度決算では8.9%で、前年度比0.1ポイント上回ったところでございます。起債発行額の増加等によりまして一時的な上昇を見込んでいるところですが、将来に大きな財政負担を残すことのないよう十分な公債費管理の下、健全な財政を維持していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（深沼達生） 質疑に入ります。

第12款1項1目元金、227ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第12款1項2目利子、227ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

これで公債費の審査を終わります。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） これより、第13款諸支出金、228ページから232ページまでの審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する点があれば説明願います。総務課長。

○総務課長（神谷昌彦） それでは、諸支出金についてご説明させていただきます。

1項1目行政費におきまして14,486千円の増額となっております。

主な増額要因につきましては、228ページになりますけれども、会計年度任用職員の人件費につきまして、人事院勧告によりまして給料等が増額したこと、それから、229ページになりますけれども、文書管理事務におきまして郵便料の改定によりまして郵便料金の増、それから、役場庁舎等管理事務における231ページになりますけれども、役場庁舎電気設備改修工事の新設工事が主な要因となっております。

以上、所管する行政費についての説明とさせていただきます。ご審議の

ほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（深沼達生） 質疑に入ります。

第13款1項1目行政費、228ページから232ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

次に第13款2項1目基金費、232ページの審査を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで諸支出金の審査を終わります。

これより、第14款予備費、233ページの審査を行います。

質疑に入ります。第14款1項1目予備費、233ページの審査を行います。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで予備費の審査を終わります。

これをもって一般会計歳出の審査を終わります。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） ここで休憩します。再開は2時5分といたします。  
（午後1時52分）

○委員長（深沼達生） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
（午後2時05分）

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） 一般会計予算歳入等の審査を行います。

第1款町税14ページ、15ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明をお願いいたします。税務課長。

○税務課長（青沼博信） それでは、私から町税の見積もりの概要につきましてご説明申し上げます。

町税につきましては、前年度比2.8%の増となります総額1,348,799千円を計上したところでございます。

主な税目についてご説明申し上げます。恐れ入ります。予算書14ページをお開き願います。

1款1項1目個人町民税現年課税分につきましては470,000千円を見積もりし、前年度から30,000千円の増と見積りいたしました。

個人町民税につきましては前年度に実施いたしました定額減税分の回復分で増を見込んでおりますが、所得総額については給与所得者以外は減少傾向と見込むため、さらには物価高騰等の経済状況も考慮し、算定したところでございます。

次に、2目、法人町民税現年課税分につきましては65,000千円を見積もりし、前年度から5,000千円の増と見積もりいたしました。

先ほど申し上げましたとおり、物価高騰等の経済状況と今年度の決算見込みの状況や申告の法人数、それから、税申告の状況などを考慮し、算定したところでございます。

次に下段の2項1目固定資産税現年課税分につきましては695,000千円を見積もりし、前年度から5,000千円の増と見積もりいたしました。今年度、令和6年度が3年に一度となる評価替えの年であり、令和7年度は課税に大きな変動がないこと、さらに令和6年度の決算見込みの状況と家屋等の新築及び滅失状況などを考慮し、算定したところでございます。

次に15ページをご覧ください。

上段3項軽自動車税につきましては、新規登録台数と保有台数が比較的安定した推移を見せていることから1目環境性能割を1,600千円、2目軽自動車税種別割を現年課税分31,000千円を見積もりし、前年度に対して微増と見込んだところでございます。

次に下段の4項1目町たばこ税につきましては、現年課税分76,000千円を見積もりし、前年度に対して40,000千円の減と見積もりいたしました。

失礼いたしました。4,000千円の減と見積もりいたしました。大変申し訳ございません。

たばこ税につきましては、たばこの取扱本数のここ数年の統計と現在の

決算見込みの状況などを考慮し、減額を見込んだところでございます。

以上が町税の概要であります。

町税に関しましては、景気の緩やかな回復の傾向、賃金のベースアップによる給与所得の増など、明るい材料も見られるところなのですが、労務単価や原材料費の上昇、さらには納税義務者数の減少の推移などを含め、慎重に検討を重ねた見積もりの結果でございます。

以上、簡単ではありますが、1款町税に関わる当初予算見積もりの概要の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（深沼達生） これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで町税の審査を終わります。

次に、第2款地方譲与税、16ページ、第3款利子割交付金、17ページ、第4款配当割交付金、18ページ、第5款株式等譲渡所得割交付金、19ページ、第6款法人事業税交付金、20ページ、第7款地方消費税交付金21ページ、第8款ゴルフ場利用税交付金22ページ、第9款環境性能割交付金、23ページ、第10款地方特別交付金24ページ、第11款地方交付税、25ページ、第12款交通安全対策特別交付金26ページ。

以上第2款から第12款までの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで第2款地方譲与税から第12款交通安全対策特別交付金までの審査を終わります。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） ここで休憩します。（午後2時12分）

○委員長（深沼達生） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時15分)

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） 第13款分担金及び負担金27ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで分担金及び負担金の審査を終わります。

第14款使用料及び手数料、28ページから31ページまでの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。川上均委員。

○委員（川上 均） 今日、初めての質問でございます。衛生使用料の公衆浴場入浴料でございます。辻町長もサウナ愛好家ということでございますの、ぜひ70歳以上の高齢者に向けての入浴料の減免、または減額について今後検討していただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○委員長（深沼達生） 答弁願います。町民生活課長。

○町民生活課長（奥田啓司） 町民生活課、奥田でございます。

ただいま川上委員からご質問、ご意見をいただきました令和7年度公衆浴場の在り方等々につきましても新町長と再度運営等々については確認をさせていただいて、より利用のしやすい使用料の設定等を、財政支出も当然絡んでくるところではあるのですけれども、検討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（深沼達生） ほかに質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで使用料及び手数料の審査を終わります。

第15款国庫支出金、32ページから35ページまでの審査を行います。  
担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで国庫支出金の審査を終わります。

第16款道支出金、36ページから40ページまでの審査を行います。  
担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで道支出金の審査を終わります。

第17款財産収入、41ページ、42ページの審査を行います。  
担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

これで財産収入の審査を終わります。

第18款寄附金、43ページの審査を行います。  
担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで寄附金の審査を終わります。

第19款繰入金、44ページの審査を行います。  
担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

す。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで繰入金の審査を終わります。

第20款繰越金、45ページの審査を行います。担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで繰越金の審査を終わります。

第21款諸収入、46ページから49ページまでの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで諸収入の審査を終わります。

第22款町債、50ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明をお願いいたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで町債の審査を終わります。

1ページ、第2条、9ページ、第2表審査を行います。

特に説明があればお願いします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで債務負担行為の審査

を終わります。

地方債、1 ページ、第3 条、10 ページ、第2 表の審査を行います。

特に説明があればお願いします。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで地方債の審査を終わります。

一時借入金、1 ページ、第4 条の審査を行います。

特に説明があればお願いいたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで一時借入金の審査を終わります。

歳出予算の流用、1 ページ、第5 条の審査を行います。

特に説明があればお願いいたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで歳出予算の流用の審査を終わります。

以上で、議案第16号、令和7 年度清水町一般会計予算の審査を終わります。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） ここで休憩します。 (午後2 時25分)

○委員長（深沼達生） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
(午後2 時28分)

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） これより、議案第17号、令和7 年度清水町国民健康保険特別会計予算255 ページ、261 ページから281 ページまでの審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する点があれば、説

明願います。町民生活課長。

○町民生活課長（奥田啓司） 私のほうから、令和7年度国民健康保険特別会計につきまし、補足をさせていただきたいと思います。予算書につきましては、255ページから293ページまでになります。

総額は1,288,850千円で、前年度と比較し95,000千円の減となっております。

まず、261ページから266ページまでの歳入予算について、主なものを説明させていただきたいと思います。261ページをお開きください。

1款1項1目国民健康保険税につきましては、前年度対比6,074千円増の348,175千円を予算計上しております。

次に、262ページの2款1項1目保険給付費等交付金につきましては、北海道からの通知額に基づき、前年度対比4,383千円の増となっており、830,809千円を予算計上しております。

264ページに移ります。4款1項1目一般会計繰入金につきましては、予算書の115ページの一般会計4款1項1目保健衛生総務費の中に関連している事務でございますが、その中の27節繰出金に内訳が示されており、この会計では合計106,271千円となり、前年度比で3,964千円の減となっております。

次に267ページから281ページまでの歳出予算についてご説明を申し上げます。

273ページから275ページにかけまして、3款国民健康保険事業納付金につきましては、保険税の賦課状況や医療給付の状況に基づき推計された額を北海道の通知に従って、1項1目医療給付費、2項1目後期高齢支援金、3項1目介護納付金とそれぞれ予算計上をしております。

最後に277ページ下段から278ページの5款2項1目特定健康診査等事業費についてご説明をさせていただきます。

278ページになりますが、12節52番における健康診査特定保健指導未受診者対策事業委託金2,319千円を予算計上しております。この事業は特定健診未受診者を対象に受診を進める業務の委託でございます。

以上、国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。ご審議

のほどよろしくお願いたします。

○委員長（深沼達生） これから歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで、議案第17号、令和7年度清水町国民健康保険特別会計予算の審査を終わります。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） これより、議案第18号、令和7年度清水町後期高齢者医療保険特別会計予算、302ページから311ページまでの審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する点があれば説明願います。町民生活課長。

○町民生活課長（奥田啓司） 令和7年度後期高齢者医療保険特別会計の概略につきまして私のほうから若干補足をさせていただきたいと思えます。予算書は297ページから320ページとなります。

297ページになりますが、予算総額は216,300千円、前年度と比較しまして5,300千円の増となっております。302ページから306ページまで歳入予算について記載をされておりますが、302ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき、特別徴収と普通徴収を合わせて前年度対比で1,453千円増の149,731千円を予算計上しております。

続きまして、303ページをご覧ください。

2款1項1目一般会計繰入金につきましては、職員の人件費、事務経費、広域連合共通経費納付金に係る事務費繰入金17,211千円と所得に応じて軽減している保険料を補てんする保険基盤安定繰入金49,235千円を予算計上しております。

次に307ページから311ページまでの歳出予算になりますが、309ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合からの通知額に基づき、前年度比3,641千円増の206,001千円を予算計上し

ております。

この増につきましては、共通経費の納付金の増が要因でございます。

以上、後期高齢者医療保険特別会計の予算を説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（深沼達生） これから歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで、議案第18号、令和7年度清水町後期高齢者医療保険特別会計予算の審査を終わります。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） これより、議案第19号、令和7年度清水町介護保険特別会計予算、323ページ329ページから356ページまでの審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する点があれば説明願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田哲也） 令和7年度介護保険特別会計当初予算につきまして特に説明を要する事項をご説明いたします。

予算総額につきましては1,232,300千円。保険給付費の増等によりまして令和6年度との比較では24,800千円、2.1%の増となっております。

恐れ入りますが、予算書339ページをご覧ください。339ページでございます。

歳出1款3項1目介護認定審査会費でございます。説明欄の11節11番回線使用料198千円、12節51番西十勝介護認定審査会デジタルパック初期設定委託料191千円、13節30番西十勝介護認定審査会デジタルパック使用料132千円、17節13番西十勝介護認定審査会タブレット端末購入費518千円、合わせまして1,039千円となるところでございますが、これにつきましては、芽室町、新得町、清水町で構成いたします。介護認定審査会の審査資料のペーパーレス化を図るものとして新規に予算を計上するものとなっております。

また、保険給付費についてでございますが、341ページ、2款1項1目

居宅介護給付費でございます。前年度比で12,000千円の増、居宅介護サービス給付費ですね。前年度比で12,000千円の増、342ページの3目施設介護サービス給付費で前年度比13,800千円の増とサービスがこの部分で増加しているというところでございます。

以上、介護保険特別会計当初の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（深沼達生）　これから歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。中河つる子委員。

○委員（中河つる子）　337の歳出のほうですが、介護保険で介護認定を受けた人が手すりをつけたりする場合に実際にかかった経費を一旦払って、それから、後に介護保険のほうから1割を引いた分が戻ってくる。今、そうなっていると思うのですが、これは前から言われたと思うのですが、一旦全部払うというのはすごく結構高額なのですね。手すりを家中つけたりしても200千円とかそのようにかかって、利用する人はなかなか大変だという話を聞いているのです。後から9割戻ってくるとなっていると思うのですが、その1割だけは払うようにということはできないものではないでしょうか。つけてもらったときに後から戻ってくるというよりは、1割だけは使う人が払うというふうにはならないのでしょうか。お金の出どころとかちょっと違うかもしれませんが、そういうのができないかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（深沼達生）　保健福祉課長補佐。

○保健福祉課補佐兼介護保険係長（我妻康弘）　ただいまのご質問ですけれども、今、ご質問いただいたとおり、基本的には一旦全額を支払って、後から9割が戻るという形が基本ではあるのですけれども、申請していただくことによって、最初から1割だけを払うという制度もございますので、全員が全員が該当するわけではないのですけれども、そういった制度もありますので中には活用している方もいらっしゃいます。

○委員長（深沼達生）　中河つる子委員。

○委員（中河つる子）　それは実際につけるとときに本人に説明されたりしていますか。

○委員長（深沼達生） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課補佐兼介護保険係長（我妻康弘） 本人に説明してそのような制度で進めている方も実際にいらっしゃいます。

○委員長（深沼達生） 中河つる子委員。

○委員（中河つる子） そういうのをあまり聞いたことがなかったものですから、皆さん、払うということで聞いていたのですけれども、その手続きは面倒ですか。例えば、1割だけ本人が払うという手続きはどうでしょうか。

○委員長（深沼達生） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課補佐兼介護保険係長（我妻康弘） 手続き的には決してそんなに面倒な手続きではないので、今後も分かりやすくこのような制度が活用できる方についてはしっかり説明して最初から1割だけの負担で済むような形で、できる方については進めるようにしていきたいと思います。

○委員長（深沼達生） 中河つる子委員。

○委員（中河つる子） できる方の何か決まりがあるのですか。

○委員長（深沼達生） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課補佐兼介護保険係長（我妻康弘） 今、詳細は把握していないところなのですけれども対象の方には制度のほうを説明して最初から1割で進められるように説明して、今後もそのような形で進めていきたいと思っております。

○委員長（深沼達生） そのほかに質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

これで議案第19号、令和7年度清水町介護保険特別会計予算の審査を終わります。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） ここで休憩します。 （午後2時44分）

○委員長（深沼達生） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
（午後2時44分）

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） これより、議案第20号、令和7年度清水町水道事業会計予算、372ページ、373ページ、381ページから391ページまでの審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で説明を要する点があれば説明願います。水道課長。

○水道課長（菊地 敦）

令和7年度清水町水道事業会計予算につきましてご説明いたします。予算書371ページをお開きください。

水道事業会計の予算総額は第3条収益的収入268,100千円、収益的支出285,000千円。

次のページに参ります。

第4条資本的収入143,800千円、資本的支出247,700千円予定しております。

内容についてご説明いたします。予算書381ページをお開きください。

収益的収入です。1款水道事業収益は前年度と比較し3,200千円の増です。

同ページ1項1目給水収益は前年度と比較し、3,685千円増の194,032千円を見込んでおります。

次に383ページをお開きください。収益的支出です。

1款水道事業費用は前年度と比較し、29,600千円の増額でございます。

主な要因としては、浄水場施設修繕、アセットマネジメント計画策定委託等によるものです。

次に388ページ、2項営業外費用では企業債利息で61千円、消費税及び地方消費税で2,500千円、それぞれ前年度よりの減となっております。

次に390ページをお開きください。資本的収入です。

1款資本的収入は前年度と比較し、35,900千円の増です。

主な要因として排水管の布設及び更新工事に伴う企業債、保証金、国庫補助金が増額したものです。

次に391ページ、資本的支出です。資本的支出は前年度と比較し48,000千円の増額です。

主な要因として、1項1目1節工事請負費の排水管布設替え等工事の111,159千円は道路改良に伴う排水管布設替え工事22,297千円補助事業として老朽管更新事業88,862千円を予定しております。

同じく予算書の391ページ1項1目2節委託料43,824千円は老朽管更新工事に伴う実施設計で工事と同様、補助金と起債を財源としております。

その下、1項2目1節メーター設置費34,247千円は計量法による検定期間満了による更新に伴う購入費及び工事費をそれぞれ計算しております。

以上、令和7年度清水町水道事業会計予算案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（深沼達生） これから収入支出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。中河つる子委員。

○委員（中河つる子） 金額的なことは分かりませんが、この間から埼玉の八潮市の陥没事故があって、町民からも「清水町の水道管はどうか」というのを聞かれているのですが、清水はどうでしょうか、今は。

○委員長（深沼達生） 水道課長。

○水道課長（菊地 敦） 八潮市以外にも上水・下水事故が全国的に発生しているところですが、その主な原因として言われておりますのが、経年劣化による管の破損が多いという調査報告がなされております。

本町におきましては、上水に関しては老朽管の更新計画に沿った形で耐用年数を過ぎた管につきましては順次更新という形で進めております。また、下水に関しては管の内部、いわゆる下水管の内部のカメラ調査を委託業務で実施してございまして、下水道のカメラ調査の結果を踏まえて、問題のあるところについては、従事、修繕という形を取ってきております。

以上です。

○委員長（深沼達生） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。

これで議案第20号、令和7年度清水町水道事業会計予算の審査を終わります。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） これより、議案第21号、令和7年度清水町下水道事業会計予算、408ページ、409ページ、417ページから434ページまでの審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する点があれば説明願います。

水道課長。

○水道課長（菊地 敦） それでは、令和7年度清水町下水道事業会計予算案につきましてご説明いたします。

予算書の407ページをお開き願います。

下水事業の予算総額は第3条収益的収入332,500千円、収益的支出339,200千円。

次のページに参ります。

第4条資本的収入109,200千円、資本的支出181,100千円を予定しております。

予算の内容につきましては、公共下水道事業、集落排水事業の各事業ごとにご説明いたします。

初めに予算書の417ページをお開きください。

公共下水道事業よりご説明いたします。

収益的収入、1款下水道事業収益252,300千円、前年度と比較して16,000千円の増額です。

その下の1項1目下水道使用料は前年度と比較し3,506千円増の94,559千円を計上しております。

次に418ページ、2項5目国庫補助金、社会資本整備総合交付金6,380千円は後ほど支出でご説明いたしますが、事業認可変更に伴う交付金です。

次に419ページ、収益的支出ですが、1款下水道事業費用257,700千円で、前年度と比較し10,400千円の減でございます。

同ページ中段1目4節修繕費3,960千円は令和6年度に実施しました汚水管内部のカメラ調査により発見されました漏水箇所の修繕を実施するものです。

次に422ページ下段、3目7節事業認可変更委託料7,700千円につきまして

ては、下水道法により5年に一度計画内容の見直しが定められており、令和7年度が前年度の計画変更から5年目となることから変更のための委託を行うものです。

次に423ページ、1項4目1節有形固定資産減価償却費149,055千円は前年度と比較し、6,907千円の増額です。

次に425ページです。1款資本的収入100,200千円で前年度対比86,800千円の減額です。減額となった主な要因は清水下水終末処理場の機器更新事業の事業費減による下水道事業債、国庫補助金の収入減によるものです。

次に426ページ、1款資本的支出は153,800千円で前年度対比88,100千円の減額です。

主な事業内容としては同ページの1項1目2節工事請負費の污水管布設替え工事と12,342千円は新築住宅の公共柵取り替えのほか、老朽化の著しいマンホール取り替え道路改良による施設調整工事を予定しております。

同じく1項1目2節工事請負費の終末処理場機器更新工事76,560千円は清水下水終末処理場の水処理機械とそれに付随する電気設備機器の更新工事となり、主な財源は国庫補助金と起債を予定しております。

続いて、集落排水事業についてご説明いたします。予算書は427ページからです。

集落排水事業の収益的収入80,200千円で前年比較し2,800千円の増となっております。

同ページ1項1目下水道使用料が175千円及び2項1目一般会計補助金2,822千円がそれぞれ前年より増額となっております。

428ページ、収益的支出については前年と比較し1,200千円減の81,500千円を予定しております。

続きまして、433ページ、資本的収入は9,000千円で前年度と同額となっております。

次に434ページ、資本的支出は27,300千円で企業債償還金の減により前年比較し3,600千円の減となっております。

以上、令和7年度清水町下水道事業会計予算案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（深沼達生） これから収入支出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。これで議案第21号、令和7年度清水町下水道事業会計予算の審査を終わります。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） ここで休憩します。なお、再開は3時10分といたします。 （午後3時02分）

○委員長（深沼達生） 休憩前に引き続き会議を開きます。 （午後3時10分）

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） これから各課に共通するような総体的な事項について全会計を通しての総括質疑を行います。質疑ありませんか。橋本晃明委員。

○委員（橋本晃明） 各課で執行側の方から出てきた言葉に人件費が上がっているということが。あとは、その後ほど補正でということと政策予算をというコメントがあったと思うのですけれども、前年度の一般会計の予算と比べると本年度はいくらですかね。79,000千円ぐらいの減になっているのかなと思うのですけれども、人件費が上がっている分、それから、政策予算を省いた分と差引きみたいな形になっているのか、そして、その人件費の分というのがどのぐらい交付税で措置されるのか。その辺、説明をもしできるのであれば聞きたいと思うのです。

○委員長（深沼達生） 総務課長補佐財政担当。

○総務課課長補佐（佐藤弘基） 今、委員のほうからご質問がありました人件費が交付税でどの程度算定されるのかということかと思うのですが、令和7年度につきましては国の交付税の予算の中で令和7年度給与改定に備えて地方財政計画でそういった部分も国全体としては200,000,000千円ほど計上していると予算の説明がございました。

そういった中の費目で、今後、各いろいろな基礎数値を送り込みし、交付税算定が行われるわけですが、そういった中でどの程度その部分が算定

されるかというのは今後の算定の中で明らかにされる形になろうかと思えます。

また、交付税の算定の中において地方公務員の給与改定に要する経費としてそれぞれいろいろな費目があるのですが、そういった費目の中の単位費用と言われる中で標準的な規模の中で、どの程度、単位費用が、給与部分が算定されるという中身もございますので、そういったことも7年度の算定の中で今後明らかにされて最終的に7月の月上旬頃に交付税算定の中でどの程度入ってきたかというのが明らかにされることになろうかと思えます。

以上でございます。

○委員長（深沼達生） 橋本晃明委員。

○委員（橋本晃明） 7月頃にまた伺いたいと思えます。

○委員長（深沼達生） 総務課長補佐財政担当。

○総務課課長補佐（佐藤弘基） 算定された後になりましたらまたこういった形で交付税が算定されましたよということで何かお示しできる形につくらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（深沼達生） ほかに。西山輝和委員。

○委員（西山輝和） 税金だとか使用料だとか国保税だとか、滞納分がだんだん増えてきていると思うのですけれども、そういうところをもう少し見直してやっていただきたいと思いますけれども。

○委員長（深沼達生） 税務課長。

○税務課長（青沼博信） 今の町税ですとか使用料の滞納分ということでご質問がありました。私の担当する部分については町税の部分です。先ほどご審議いただいた中で滞納繰越分の予算計上分がございます。我々も滞納された税金の解消に向けて努力しているつもりであるのですけれども、なかなか解消に結びつかないというのが現状です。今後も何とか納めていただいている方の公平を保つために少しでも滞納が解消できるように努力してまいりたいと思えますのでご理解をお願いいたします。

○委員長（深沼達生） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 質疑なしと認めます。以上をもって、議案第13号、議案第14号、議案第16号から議案第21号までの全ての審査を終了いたします。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） お諮りします。本委員会に付託された全議案の審査が終了し、この後、順次採決を行ってまいります。委員会における討論につきましては先例により省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(なしという声あり)

○委員長（深沼達生） 異議なしと認め、本委員会での討論は省略することといたします。

これより、議案13号、清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長（深沼達生） 起立多数です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第14号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長（深沼達生） 起立多数です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第16号、令和7年度清水町一般会計予算の設定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長（深沼達生） 起立多数です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第17号、令和7年度清水町国民健康保険特別会計予算の設定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長（深沼達生） 起立多数です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第18号、令和7年度清水町後期高齢者医療保険特別会計予算の設定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長（深沼達生） 起立多数です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第19号、令和7年度清水町介護保険特別会計予算の設定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長（深沼達生） 起立多数です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第20号、令和7年度清水町水道事業会計予算の設定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長（深沼達生） 起立多数です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第21号、令和7年度清水町下水道事業会計予算の設定について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長（深沼達生） 起立多数です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

以上で、令和7年度予算審査特別委員会に付託された案件は全て審査を終了しました。

◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◇

○委員長（深沼達生） これで、令和7年度予算審査特別委員会を閉会します。大変お疲れさまでした。

(午後3時22分)